

参 考 資 料

【 尾鷲市都市計画マスタープラン見直し策定委員会名簿 】

【 尾鷲市都市計画マスタープラン見直しの経緯 】

【 用語解説 】

参 考 資 料

【 尾鷲市都市計画マスタープラン見直し策定委員会名簿 】

	氏名	所属	職名
委員長	小野寺 一成	三重短期大学	教 授
副委員長	大川 道義	尾鷲市区長会	会 長
委員	服部 敬	尾鷲市自治会連合会	会 長 (令和3年度)
	北村 芳文	尾鷲市自治会連合会	副会長(会長代行) (令和2年度)
委員	塩津 史子	尾鷲市婦人の会連絡協議会	会 長
委員	小倉 裕司	尾鷲商工会議所青年部	会 長 (令和3年度)
	中瀬 幸志	尾鷲商工会議所青年部	会 長 (令和2年度)
委員	東地 正幸	尾鷲市社会福祉協議会	障がい支援課 主幹
委員	内山 左和子	尾鷲市民 (公募)	—
委員	寺尾 弘行	尾鷲市民 (公募)	—
委員	宮井 敏行	尾鷲市民 (公募)	—
委員	野呂 守	三重県尾鷲建設事務所	副所長 兼 保全室長
委員	内山 真杉	尾鷲市建設課	課 長

(順不同・敬称略)

【 尾鷲市都市計画マスタープラン見直しの経緯 】

年度	会議名	開催日	議 題 等
令和2年度	第1回 庁内検討委員会	令和2年8月6日	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査設問について 現行マスタープラン進捗の検証結果について
	まちづくりに関する アンケート調査	令和2年8月27日 ～9月15日	<ul style="list-style-type: none"> 回答者自身のことについて 居住地区での定住意向について 回答者の日常の生活について 居住地区の住みやすさについて J R尾鷲駅周辺の中心市街地について 尾鷲三田火力発電所の跡地利用計画について 自由意見
	第1回 地域別構想検討会	令和2年10月20日～	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープランとは 尾鷲市の現況について アンケート調査結果について 現行マスタープラン地域別構想について
	第2回 庁内検討委員会	令和2年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> 尾鷲市の現況と課題について 将来都市像と都市づくりの方針（案）について
	第1回 策定委員会	令和2年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 尾鷲市の現況と課題について 将来都市像と都市づくりの方針（案）について
	都市計画審議会	令和3年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> 尾鷲市の現況と課題について 将来都市像と都市づくりの方針（案）について
	第2回 地域別構想検討会	令和3年1月26日～	<ul style="list-style-type: none"> 現行マスタープランの検証結果について 地域別構想の見直し案について
	第3回 庁内検討委員会	令和3年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の方針と都市施設整備の方針（案）について 地域別構想（案）について
	第2回 策定委員会	令和3年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用の方針と都市施設整備の方針（案）について 地域別構想（案）について 素案について
令和3年度	パブリックコメント	令和3年5月1日 ～5月21日	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画マスタープラン（案）について
	第4回 庁内検討委員会	令和3年6月16日	<ul style="list-style-type: none"> 尾鷲市議会行政常任委員会からの意見について パブリックコメントについて 第4章 本マスタープランの推進に向けて（案）について

年度	会議名	開催日	議 題 等
令和3年度	第3回 策定委員会	令和3年6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・尾鷲市議会行政常任委員会からの意見について ・パブリックコメントについて ・第4章 本マスタープランの推進に向けて（案）について
	都市計画審議会	令和3年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（案）について

【用語解説】

あ

アクアステーション：平成 18 年度に古江町に開設した「みえ尾鷲海洋深層水」の取水・分水施設。

オープンスペース：都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空地。

おわせ S E A モデル：中部電力尾鷲三田火力発電所が 2018 年に廃止となることを受け、尾鷲市と中部電力は、新たに「共存共栄の理念」に基づき、地域の活性化に努めていく内容の「地域協定」を同年 5 月に締結し、具体的に推進する協議体として尾鷲市、中部電力、尾鷲商工会議所を含めた 3 者に、三重県、三重大学をオブザーバーに迎え、「おわせ S E A モデル協議会」を同年 8 月に設立し、おわせ S E A モデルがスタート。おわせ S E A モデルの「S・E・A」は、市民サービス・文化・観光による集客交流人口拡大を目的とする「S(サービス)」、新たなエネルギーの活用を目的とする「E(エネルギー)」、そして、アクア・アグリカルチャーなど、働く場所・雇用の創出を目的とする「A(アクア・アグリカルチャー)」の 3 つを組み合わせたもの。

おわせ S E A モデル構想：19 万坪という広大な中部電力尾鷲三田火力発電所跡地を活用し、「新たなエネルギー」と「豊かな自然の力」を軸とした、産業・観光・市民サービスを融合した拠点として「再生」することで、人々が集い、活気あふれる尾鷲、更には、波及効果による、東紀州地域全体の地域活性化を目指すもの。

おわせ S E A モデル事業：おわせ S E A モデル構想を実現させるための各事業。

オンデマンドバス：あらかじめ運行系統の一部に迂回路を設定し、当該迂回路のバス停の利用者から電話などの通信施設を利用して呼び出しがあった場合に、迂回路へバスを運行し、ある範囲内の地域内で自家用車の自在性に近づこうとするシステムのこと。

か

街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ha を標準とする。

海洋深層水：深度 200 メートル以上の深海に分布する、表層とは違った物理的・化学的特徴を持つ海水のこと。

幹線道路：道路網のうちで主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、商業地などの相互間の交通を受け持つ道路のこと。

基盤施設：道路、公園、上下水道等、日常生活に必要な公共施設のこと。

近隣公園：主として、近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。近隣に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は 2ha を標準とする。

景観法：日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための

法律。日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年6月制定（施行は同年12月）。

建ぺい率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。

高規格幹線道路：自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

公共公益施設：住民の生活に必要な施設の総称。教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設などのサービス施設や、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川などの都市施設がある。

耕作放棄地：以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地のこと。

コミュニティ：一般的に地域共同体または地域共同社会と言われる。都市計画の分野では、主に住民相互の協力と連携による地域のまちづくり事業や身近な生活環境施設の整備事業などにおいて使われる。

コミュニティバス：バス交通の便が悪い交通空白地帯とまちの中心部や主要施設を結ぶルートを運行する循環バス。

さ

産業観光：歴史的、文化的価値のある産業文化財、生産現場及び製品などを観光資源とし、それらを通じてものづくりの心にふれることを目的とした観光活動をいう。

少子高齢化：出生率の低下による子供数の低下現象を少子化といい、また、人口に対する高齢者数の割合が増加する現象を高齢化と言う。出生率低下が高齢化の一因であることから少子高齢化と言う使い方をしている。

世界遺産：「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」に基づいて作成される「世界遺産リスト」に登録された物件。建築物等を対象とする文化遺産、自然の地域等を対象とする自然遺産、両者の価値を有する複合遺産に分類される。

造林未済地：人工林伐採跡地のうち、伐採後、更新が完了していない森林のこと。

た

耐震バース：大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送を確保するために、特定の港湾において、通常のものより耐震性を強化して建設される岸壁のこと。

都市機能：都市基盤、都市施設、都市交通、ライフライン、情報通信など、都市における生活や社会活動を支えるために必要となる様々な機能や役割を有するものの総称。

都市計画区域：都市計画法等の適用を受け、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域のこと。

都市計画道路：都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

都市施設：円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための基礎となる施設の総称であり、道路、公園、下水道、処理施設などのこと。

な

にほんの里 100 選：平成 21 年 1 月に朝日新聞社と（財）森林文化協会が主催した選定委員会により、人々の暮らしによって育まれてきたすこやかで美しい里の中から 100 箇所を選定したもの。

農振農用地：農業の健全な発展と長期にわたり農業の振興を図るために指定する農業振興地域内の農用地等とすることが適当な土地のうち、集团的農用地及び土地基盤整備事業の対象地等、農業上の利用を確保すべき土地について区域を指定し、農業生産の基盤の保全、整備及び開発を推進するものである。

は

防災拠点：災害時における活動拠点であり、医療救護所、備蓄倉庫、消防機能等を備えた避難場所となる広い公園や施設のこと。

ポケットパーク：道路沿道の公共用地を活用してつくる小規模な公園。

ま

まちかどHOTセンター：熊野古道などの来訪者への総合案内、地域のコミュニティの活動拠点、また、集客交流を核とした新しい産業づくりを目的に中井町商店街に設置された施設。

や

U J I ターン：都市に居住する人が、卒業、

就職、転職などを機会に、故郷（Uターン）や故郷に近い地方（Jターン）、或いは出身地以外の地方（Iターン）へ移住すること。

ユニバーサルデザイン：ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示すように「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、多くの人が利用可能であるようなデザインのこと。

容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。

用途地域：都市計画法の地域地区のひとつで、土地利用の用途混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 12 種類がある。

ら

立地適正化計画：都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン。

臨港地区：都市計画法の地域地区のひとつで、港湾区の道路、橋、荷さばき場、倉庫、貯木場などの港湾施設及び水際線を使用する一定の事務所、工業などの用地を管理運営するために定める地域地区のこと。

ロードサイド型商業施設：幹線道路等の車利用が便利な道路沿道に立地する商業施設のこと。



尾鷲市都市計画マスタープラン

令和3年10月発行

尾鷲市

編集 尾鷲市建設課

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10-43

TEL 0597-23-8242

e-mail toshi_doboku@city.owase.lg.jp
